

## 令和4年度橋梁定期点検の結果について

### 1. 点検の概要

甲斐市では橋梁の定期点検として、「橋梁定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局 国道・技術課」に準拠し近接目視を基本とした点検を行い、橋梁毎の傷み具合を以下の表-1及び表-2に示す区分に分類しました。

表-1 対策区分の判定区分

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

表-2 健全性診断の判定区分

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、それぞれの定義に基づいて判定を行います。一般には主要部材（主桁、床版、下部工、支承部）において次のような対応となります。

「I」：A、B

「II」：C 1、M

「III」：C 2

「IV」：E 1、E 2

## 2. 点検実施橋梁とその結果

令和4年度の定期点検は以下の表-3に示す93橋について実施しました。

表-3 点検実施橋梁とその結果（その1）

橋梁名(フリガナ)	路線名	橋長 (m)	対策区分の判定結果	健全性の診断結果	備考
無名橋	ムメイハシ	信玄堤玉川線	2.2	B	I
無名橋	ムメイハシ	竜王本線	2.3	M	I
無名橋	ムメイハシ	上篠原玉小線	2.1	B	I
無名橋	ムメイハシ	榎新田線	2.9	A	I
無名橋	ムメイハシ	玉川村中線	2.0	C 1	I
無名橋	ムメイハシ	竜王瀬間分線	3.1	B	I
無名橋	ムメイハシ	古村新道線	2.4	B	I
無名橋	ムメイハシ	下堰通学道線	2.5	B	I
無名橋	ムメイハシ	玉川通学道線	2.1	M	I
無名橋	ムメイハシ	松ノ木線	2.4	B	I
無名橋	ムメイハシ	里ノ内冷久保線	2.1	B	I
無名橋	ムメイハシ	片瀬両目塚線	18.8	C 1	II
無名橋	ムメイハシ	片瀬両目塚線	19.2	C 2	III
無名橋	ムメイハシ	上八幡実元橋線	2.2	M	I
無名橋	ムメイハシ	五本松柳原線	3.9	M	I
無名橋	ムメイハシ	田中戸田道下線	2.1	B	I
無名橋	ムメイハシ	東冷間南小線	11.3	B	I
みゆきばし	ミユキバシ	三社神社宮ノ前線	22.1	M	II
無名橋	ムメイハシ	御神堰線	3.7	B	I
無名橋	ムメイハシ	下河原1号線	2.2	M	I
無名橋	ムメイハシ	下河原1号線	2.0	C 1	I
木洩日橋	コモレヒバシ	下河原1号線	10.0	M	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道新町東線	3.5	M	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道新町東線	4.0	M	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道新町東線	3.7	M	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道新町西線	3.5	M	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道新町西線	3.6	M	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道新町西線	3.4	B	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道富竹新田東線	2.7	B	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道富竹新田東線	3.3	M	I
無名橋	ムメイハシ	中央道側道富竹新田西線	3.3	B	I

表-3 点検実施橋梁とその結果（その2）

橋梁名(フリガナ)		路線名	橋長 (m)	対策区分の 判定結果	健全性の 診断結果	備考
無名橋	ムメイハシ	中央道側道富竹新田西線	3.3	M	I	
無名橋	ムメイハシ	中央道側道万才東線	2.8	C 1	I	
無名橋	ムメイハシ	中央道側道万才東線	3.2	B	I	
無名橋	ムメイハシ	中央道側道万才東線	3.2	M	I	
無名橋	ムメイハシ	中央道側道万才西線	3.7	B	I	
無名橋	ムメイハシ	中央道側道万才西線	3.3	M	I	
無名橋	ムメイハシ	中央道側道万才西線	3.2	B	I	
無名橋	ムメイハシ	五反田支線2号線	4.3	M	I	
無名橋	ムメイハシ	竜王瀬間分北線	2.0	B	I	
無名橋	ムメイハシ	新町氏神前支線	2.1	B	I	
無名橋	ムメイハシ	新原中向線	2.7	M	I	
無名橋	ムメイハシ	五反田宅造1号線	2.5	B	I	
勸進橋	カンジンハシ	大下条名取線	19.7	C 1	II	
第2中央道橋	ダイ2チュウオウドウハシ	中央道金ノ尾2号線	3.2	M	I	
金尾橋	カネオハシ	中央道金ノ尾2号線	11.1	M	II	
第1中央道橋	ダイ1チュウオウドウハシ	中央道金ノ尾1号線	3.5	B	I	
上河原橋	ウエガハラハシ	金ノ尾西川端1号線	3.7	B	I	
御岳田橋	ミタケダハシ	大下条竜王赤坂線	2.2	B	I	
下条橋	シモジョウハシ	大下条竜王赤坂線	4.0	B	I	
さつき野第5橋	サツキノダイ5ハシ	さつき野5号線	4.1	B	I	
さつき野第4橋	サツキノダイ4ハシ	さつき野3号線	4.1	B	I	
さつき野第3橋	サツキノダイ3ハシ	さつき野1号線	4.4	B	I	
東河橋	ヒガシカワハシ	島上条東河原1号線	2.1	B	I	
東町橋	ヒガシマチハシ	東町仲2号線	2.1	B	I	
大庭橋	オオニワハシ	川辺町堅町線	2.3	B	I	
塚田橋	ツカダハシ	塚田宅造1号線	5.6	B	I	
村東橋	ムラヒガシハシ	大久保敷島台線	2.3	B	I	
大塚橋	オオツカハシ	大石田境線	2.0	C 1	I	
第2菩提橋	ダイ2ボダイハシ	大下須臾線	6.5	C 1	I	
広瀬橋	ヒロセハシ	大下須臾線	17.7	C 1	II	
新中下橋	シンナカジモハシ	中下御領線	21.7	C 1	II	

表-3 点検実施橋梁とその結果（その3）

橋梁名(フリガナ)		路線名	橋長 (m)	対策区分の判定結果	健全性の診断結果	備考
宮ノ平橋	ミヤノダイラハシ	外道線	8.5	M	I	
笹窪橋	ササクボハシ	藤ノ木中村線	5.7	B	I	
天神沢橋	テンジンザワハシ	下福沢安寺線	7.1	C 1	I	
無川橋	ナシカワハシ	下芦沢線	6.7	B	I	
板柄橋	イタガラハシ	平見城2号線	3.8	M	I	
久保橋	クボバシ	中村新1号線	22.1	C 1	II	
枇杷坂橋	ビワザカハシ	藤ノ木2号線	15.5	M	I	
さつき野第6橋	サツキノダイ6ハシ	さつき野6号線	4.4	B	I	
上ノ田橋	カミノタバシ	藤ノ木2号線	19.6	M	II	
三島橋	ミシマハシ	穂坂上の山線	3.3	M	I	
駒沢裏橋	コマザワウラハシ	駒沢三島線	2.1	A	I	
大境橋	オオサカイハシ	下今井駒沢線	33.5	M	I	
駒沢楯無橋	コマザワタテナシハシ	田畑駒沢線	3.7	A	I	
神田橋	ジンデンハシ	滝沢楯無堰線	2.6	A	I	
道祖神橋	ドウゾジンハシ	菖蒲沢日影日向線	8.4	B	I	
菖蒲沢橋	ショウブサワハシ	団子笠石線	6.6	C 1	I	
日向橋	ヒナタハシ	山本中村条線	18.2	C 1	II	
堰西1号線	セギニシ1ゴウハシ	団子大袋線	2.1	B	I	
つくし野1号橋	ツクシノ1ゴウハシ	つくし野1号線	7.8	B	I	
つくし野2号橋	ツクシノ2ゴウハシ	つくし野1号線	7.1	B	I	
車屋2号橋	クルマヤ2ゴウハシ	上町双田道線	10.1	M	I	
車屋1号橋	クルマヤ1ゴウハシ	上町双田道線	10.6	C 1	II	
市道橋	イチミチハシ	市道線	39.6	C 1	II	
下河原橋	シモガラハシ	下今井農大線	16.6	M	I	
無名橋	ムメイハシ	下今井農大線	3.0	M	I	
双竜橋	ソウリュウハシ	大屋敷横町線	42.6	C 1	II	
坊沢南橋	ボウザワミナミハシ	下今井農大線	20.8	M	I	
団子橋	ダンゴハシ	双葉東小学校線	21.0	M	II	
鳥ヶ池橋	トリガイケハシ	県道希望ヶ丘線	62.4	C 1	II	
池久保橋	イケクボハシ	県道市道橋線	45.0	C 1	II	
塩崎町橋	シオザキチョウハシ	法定外公共物	13.0	M	II	

### 3. 点検結果のまとめ

対策区分の判定結果を表-4に、健全性の診断結果を表-5に示します。

表-4 対策区分の判定結果

判定区分	判定の内容	橋梁数
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	4
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	38
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	18
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	1
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	0
E 2	その他、緊急対応の必要がある。	0
M	維持工事に対応する必要がある。	32
S 1	詳細調査の必要がある。	0
S 2	追跡調査の必要がある。	0

表-5 健全性の診断結果

区分	定義	橋梁数
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	76
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	16
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	1
IV 緊急処置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0

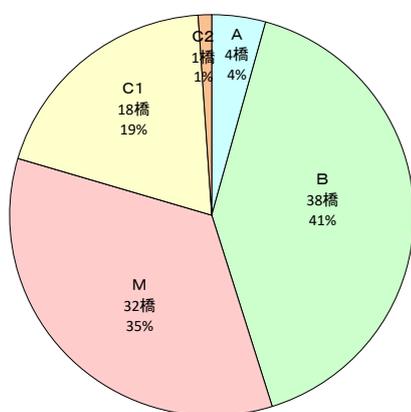


図-1 対策区分の判定結果

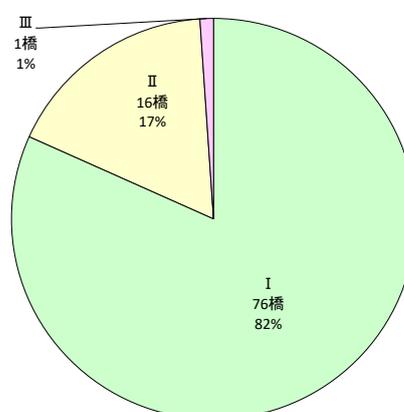


図-2 健全性の診断結果

点検結果より”道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態”の橋梁を1橋確認しましたので、5年以内を目途に対策を実施する予定とします。なお”予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態”の橋梁が17%あり、これらの橋梁については、計画的に順次対策を進めていく予定です。